

# 総務常任委員会

平成30年11月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
同 係 長	松本 暢之	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	竹山 潔	会 計 管 理 者	面卷 昭男
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	同 課 長 補 佐	田中 弘二
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

（町長挨拶）

委員長

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、井上委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

現在、12月2日までを開催期間としております秋季特別展「史跡藤ノ木古墳と大和の家形石棺」を開催しております。今回の展示会では、昭和63年に藤ノ木古墳の石棺の開棺調査が実施されてから30周年を迎えましたことから、銀製鍍金の空玉やガラス玉などの玉類や銅鏡など石棺内から出土しました国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展示をするとともに、県内に所在する藤ノ木古墳と同じく家形石棺を納めた古墳から出土した副葬品を関連展示しているところでもあります。また、展示会の関連行事としまして、11月11日に立命館大学名誉教授の和田晴吾先生より「藤ノ木古墳

と家形石棺」と題した記念講演会を開催し、60名の方にご参加いただいたところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。

明日11月20日に開催し、来年度の事業計画や今年度の事業進捗状況等について説明・報告を行い、それらに対してのご指導・ご助言を賜りますとともに、秋季特別展のご視察を行っていただく予定をしております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町コミュニティバスの再編方針(案)について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の1番目、斑鳩町コミュニティバスの再編方針(案)について、ご説明をさせていただきます。

先の9月に開催されました本委員会におきまして、斑鳩町コミュニティバスの再編に向けた考え方についてといたしまして、現在実施しております2台でのコミュニティバスの実証運行につきまして、より多くの人に利用していただくためには、運行方針の見直しが必要と判断いたしましたなか、その見直しに係る大きな方針として、コミュニティバスの運行台数及び便数の見直し並びに高齢者を対象としたタクシー助成の実施の2つについて、ご報告をさせていただいていたところではありますが、先月10月30日に開催いたしました地域公共交通会議での審議を経て、その具体的な再編方針(案)を取り纏めましたので、その内容についてご報告さ

せていただくものでございます。

恐れ入りますが、資料番号1「斑鳩町コミュニティバスの再編方針(案)について」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 斑鳩町コミュニティバスの運行台数及び便数の見直しについてであります。先の本委員会でご報告させていただきましたとおり、現行2台で1日8便の運行を、再編後は1台で1日4便へ減便する案といたしております。なお、運行コースにつきましては、本町コミュニティバスの王寺駅への乗入れについて、検討を進めているところであります。既存交通との調整及び運行距離の増加に伴う本町コミュニティバスのダイヤ設定など、関係機関等との協議等に時間を要することから、こちらの資料、6 適用時期に記載しておりますように、平成31年4月1日からの減便の実施に向け、現行の橙色の車の運行コース及びダイヤを原則として踏襲することとし、王寺駅乗入れにつきましては、引き続き関係機関との協議を諮ってまいりたいと考えております。減便を行った場合の来年度のコミュニティバス運行に係る委託料につきましては、概算事業費といたしまして約1,950万円を見込んでおり、現行の収入額を差し引いた実質的な委託料となります約3,250万円と比較いたしますと1,300万円の減となります。なお、現在、予備車を含めて3台を使用し運行を実施しております。現行の委託契約におきましては、新造車2台の調達費及び料金收受等に係る旧車両の改造費を5年間で分割して支払っているところから、旧車両につきましては、平成31年度及び平成32年度の残る2年間の支払い予定分、約135万円を料金収入と差引く方式で、本年度末に精算する予定としております。

それでは恐れ入りますが、本資料末尾、4ページの斑鳩町コミュニティバス路線図・時刻表をご覧くださいませでしょうか。こちらは、現行の2台で運行しております本町コミュニティバスの路線図・時刻表となります。

現在、本町コミュニティバスにつきましては橙色の車と緑色の車の2台で運行を行っているところであります。この資料の右側で橙色の車と緑色の車の2台それぞれの時刻表を記載しております。今回の再編方針に基づき、2台から1台に減便する場合、橙色で着色しておりますダイヤの運

行を行い、右側、緑色で着色しておりますダイヤの運行を廃止する方針といたしております。なお、橙色のコースでは、この資料の下半分、Bコースの部分となりますが、青で下線を引いております停留所の番号37の東老人憩の家が17時で閉館しておりますことから、現状は、この4便目が本停留所に停車を行っていない状況となっております。1台に減便することに伴い、本停留所への停車を図るため、始発時刻を若干早めるとともに、本資料の上半分のAコースで、黒色で囲んでおります停留所番号24 斑鳩文化財センター、23 龍田北、22 西里の3つのバス停につきましては、斑鳩町役場を起点として8の字を描くようなコースで運行している関係上、このAコースでは同一コースの中で2度停車が可能なため、2度停車をしておりますが、これまでの利用実績上、2度目の乗降客数がわずかでありますことから、運行時間の短縮を図る観点から、この2度目の停車のみ運行コースから削る方針といたしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

続きまして、2 高齢者に対する運賃の無料化についてであります。

減便を行うに際しまして、運賃につきましては、現行の1乗車100円を維持する方針といたしておりますが、高齢者に対する外出支援を図る観点から、斑鳩町内に住所を有する70歳以上の人を対象に、新たに運賃の無料化を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3 (仮称)斑鳩町コミュニティバス笠町→王寺駅乗継ぎ助成事業の実施についてであります。先ほどご説明させていただきましたとおり、王寺駅への乗入れについては今後の継続協議事項とするなかで、乗入れが可能となるまでの支援施策といたしまして、斑鳩町コミュニティバスの笠町停留所で降車し、奈良交通バスを利用して王寺駅に乗継ぐ場合の奈良交通バス運賃を助成する事業を新たに実施してまいりたいと考えております。

本事業の概要についてであります。2ページをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 助成対象者についてであります。斑鳩町コミュニティバスを利用して笠町停留所で降車し、王寺駅に行くために奈良交通バスへの乗継ぎを希望される斑鳩町内に住所を有する人としております。

次に、2. 助成内容についてであります。助成対象者に対し、奈良交通バスの笠町停留所から王寺駅（北）停留所までの運賃、現在190円となりますが、こちらの運賃が無料となる乗継ぎ助成券を交付するものであります。

次に、3. 乗継ぎ助成券の受領及び利用方法についてであります。斑鳩町コミュニティバスを利用して、笠町停留所で降車時に運転手に乗継ぎを希望する旨を伝え、運転手から乗継ぎ助成券を受領し、奈良交通バスに乗継ぎ、王寺駅（北）停留所での降車時に乗継ぎ助成券を渡していただく方法を予定しております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。こちらの3. にございますとおり、本事業の概算事業費といたしましては85万円程度を見込んでおります。

次に、4 安堵町コミュニティバスの「興留」及び「安富橋」停留所の新設についてであります。

鉄道駅との交通アクセスの強化を図るため、JR法隆寺駅から近鉄平端駅間を運行しております安堵町コミュニティバスに関しまして、斑鳩町内の「興留」及び「安富橋」の2か所に、安堵町コミュニティバスの停留所を新たに設けるものであります。なお、安堵町コミュニティバスの「興留」停留所への停車につきましては、興留・阿波2丁目連合自治会から、要望書の提出もいただいているところであります。バス停標識及びバス車内の案内音声データの作成につきましては、安堵町側で実施主体となって行うこととなりますが、本停留所の新設に関しましては、斑鳩町側からの要請事項でありますことから、その概算事業費35万円程度は斑鳩町で負担することとなります。

次に、5 （仮称）斑鳩町高齢者外出支援タクシー利用事業の実施についてであります。

本事業は、高齢者70歳以上となりますが、の日常生活における利便性の向上及び社会参加の促進を図るため、公共施設、商業施設や医療施設等への外出支援として、一般タクシーの初乗運賃相当額を助成するものであります。なお、現在、1年度における配布枚数につきましては、コミュニティバス減便による委託料の減少分から笠町・王寺駅への乗継ぎ助成事業

に要する経費を差引いた額を予算の原資とし、概算事業費約1,200万円程度として、その利用率の設定について検討を進めているところであります。本事業の概要についてであります。3ページをご覧くださいませでしょうか。はじめに、1. 助成対象者についてであります。

本町では、既存事業といたしまして70歳以上の高齢者の方に対し、CICAカード、I COCAカードなど5種類の高齢者優待券のいずれかを交付する高齢者優待券交付事業を実施しているところであります。この斑鳩町高齢者優待券交付事業の対象者で、写真付のカードとなります斑鳩町高齢者優待利用券の交付を受けた人としております。

次に、2. 助成内容についてであります。助成対象者の申出によりタクシー初乗運賃相当分、680円となりますが、この斑鳩町高齢者外出支援タクシー乗車券を交付することとしております。

次に、3. 利用方法についてであります。①といたしまして、タクシーの予約・乗車時に「斑鳩町高齢者外出支援タクシー乗車券を利用する」と伝えていただきます。次に、②といたしまして、料金支払時に、斑鳩町高齢者優待利用券、写真付のカードを提示していただいたうえで、斑鳩町高齢者優待タクシー乗車券を運転手に渡していただきます。なお、初乗運賃を超える額は自己負担となります。また、※1に記載しておりますとおり、乗車券を利用できるのは、交付を受けた人に限ります。また、同乗者の有無につきましては問題ございません。次に、※2に記載しておりますとおり、乗車券は1回の利用につき、1枚のみ利用できることとします。そして、※3に記載しておりますとおり、乗車券の利用は、斑鳩町が委託したタクシー事業者のみ利用できることとなります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。最後の、6 適用時期についてであります。ただいまご説明をいたしました再編方針案につきましては、平成31年4月1日からの実施をめざし、取り纏めを行ってまいりたいと考えております。また、本再編方針案に基づき各事業を実施していくうえで、本年度中に必要となります本町コミュニティバスのダイヤ変更に伴う周知チラシ等の作成費用や（仮称）斑鳩町コミュニティバス笠町→王寺駅乗継ぎ助成事業及び（仮称）斑鳩町高齢者外出支援タクシー利用事業の準備に要する費用、そして安堵町コミュニティバスの

「興留」及び「安富橋」停留所の新設に要する費用につきましては、12月議会におきまして、補正予算案を上程させていただくこととしております。

以上、報告事項の1番目、斑鳩町コミュニティバスの再編方針（案）につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 いくつかお尋ねしたいんですけども、まず2番ですね、高齢者に対する運賃の無料化ですけども、前回70歳以上を無料ということで、提案をされていましたが、私の方で憩の家ですね、のお風呂利用される方の年齢が60ですか、との関係でいうと、60歳以上ということも検討されてはいかがですかというふうに申し上げたんですけども、そこらへんはどうなんでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、無料の適用をさせていただく際に、なんらかの証明がやはり必要となってくるということで、その証明方法につきましては、高齢者優待券については写真付きのカードということで、こちらを利用できるのではないかとということに加えて、先ほどタクシー助成の関係につきましては、新たな事業を実施していくということなので、やはり60歳以上に引き下げますと配布できる枚数というのも限定的になってまいりますことから、この70歳でお願いしたいということで考えております。

木澤委員 もう1点、全部無料に戻してはということについても検討はされたんでしょうか。

総務課長 27年の無料運行時のような形で無料に戻すということにつきましては、やはりコミュニティバスにつきましては、将来にわたって運行を継続していくというためには、特定の利用者がそのサービスを受けるという観点か

らですね、一定の受益者負担として運賃を徴収させていただく必要があるのではないかと考えております。また、現在のこのコミュニティバスの運行形態となります路線の定期運行ですね、こちらにつきましては道路運送法の適用を受けておりました、一般乗合旅客自動車運送事業に該当いたします。この乗合運送事業につきましては、運賃の徴収というのが必須となっております、この運賃徴収が必須となります中、高齢者の外出支援を図る目的で町内居住の70歳以上の方に限定をして運賃を無料とすることが可能かどうかということにつきまして、運輸支局の方とも協議をいたしました中では、公共交通会議での協議が整えば問題ないということでご回答をさせていただいたということで、なかなか無料ということには、いま難しいということと考えております。

木澤委員　　そうしますと、昔やったらいざ知らず、いま新たにコミュニティバスを走らせようと思うと基本的には有料じゃないとだめですよってということだというふうに理解しといたらいいですか。

総務課長　　最終的に無料で運行するとなりますと、やはり既存交通との整合性、運賃の整合性というのが問われている中で、原則的には有料になるかと考えておりますが、仮に無料という形になりますと、今度は運送形態の方が貸切運送事業ということになりまして、貸切運送事業になりますと、スキーバスの事故ですね、3年ぐらい前にありました、その事故を受けまして、今、料金の下限料金っていうのが定められておりました、その要件に当てはまると、前は安価で運行できたんですけども、その下限要件の部分の規制にかかりまして、またこの事業費というのも増加していくということで、奈良交通の方とも確認をしているところでございます。

木澤委員　　そうするとですね、70歳以上の方ですと、既に今ある助成を差っ引いて、収入ざっといくらぐらいになると見込んでますか。

総務課長　　今現在の運賃収入につきましては、昨年度218万6,548円ということで、丸めますと約200万というような形になっております。前にア

アンケートをですね、実際に利用されている方にアンケートをとりましたら、だいたい7割から8割程度が70歳以上の高齢者というような方の口答での回答を得ておりますことから、約2割程度の運賃収入になるということで、200万円かける0.2をとしますと40万円から50万円程度の運賃収入が見込まれるのではないかとということで考えております。

木澤委員 次に3番ですけども、乗継助成ということですけども、それは乗り入れ助成、コミュニティバスをそのまま王寺駅に乗り入れるということについては検討されたんでしょうか。

総務課長 コミュニティバスにつきまして、そのまま王寺駅に乗り入れるということにつきましては、以前から継続して検討しておりますが、やはりまずは運賃の問題、今、現行斑鳩町のコミュニティバスについては100円という運賃設定をしておりますが、既存のこちらにつきましては、奈良交通の路線バスが走っている路線ということで、特に笠町から王寺駅については完全に競合するとなっております。笠町のバス停から王寺駅に乗ると、この場合でも運賃が190円となりますことから、この運賃設定をどうしていくかという問題が1つと、あと先ほどバスのダイヤにつきましてご説明をさせていただきましたが、この王寺駅を乗り入れようといいたしますと笠町から王寺駅、王寺駅から笠町の戻る間としてほしい1便で15分程度時間がかかってくると考えております。それを仮に4便になりますと、1時間運行時間が増加するというので、もともとこのコミュニティバスにつきましては既存の公共施設の方をめぐるバスということでダイヤの設定をしておりますことから、先ほどの4便目も東老人憩の家が閉まってしまうという状況でありますことから、それを延ばすとやはり後ろの公共施設も閉まってしまうと、あと前に早めてしまうと、まだ公共施設が開いていないというような状況になりますことから、このダイヤ自体、路線図自体をまた見直していく必要があるということが今、検討材料となっております。その整理に時間を要しますことから、まずはこちらの減便をするということを優先させていただきまして、王寺駅への乗り入れにつきましては継続的な協議事項とさせていただきたいということで考えて

おります。

木澤委員 実際に乗ってはる方、一回降りてまた乗り継いでいただくわけですけど、ダイヤの調整なんか当然していただけるんですよ。

総務課長 できる限りダイヤの調整の方はしてまいりたいと考えておりますが、今この奈良交通の笠町から王寺駅につきましては、だいたい1時間に4便程度出ておりますので、最大でも15分程度の待ち時間というような形になるのかなということで考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 4番目の安堵町コミバスとの、乗れるということなんですけど、安堵町のコミバスの料金はいくらなんですか。

総務課長 現行、安堵町のコミュニティバスの運賃ですけれども、それぞれ行先によって異なっておりまして、法隆寺駅の方から平端駅に向かう場合、こちらを例にとりますと、中学生以上の方で300円、法隆寺駅から安堵町内の停留所になりますと、中学生以上の方で230円という形になっております。

嶋田委員 先ほど100円で設定したいということなんですけれども、その差額ですね、斑鳩町のコミバスであれば興留、または安富橋まで100円で行けると、そしたら安堵町のコミバスを使うとどうなるわけなんですか。

総務課長 4番の関係につきましては、あくまで斑鳩町のコミュニティバスではなくて、安堵町のコミュニティバスという形になりますので、この興留また安富橋の料金設定につきましては、今後まだ安堵町の公共交通会議等で議論していただくような形になりますけれども、このおおむね先ほど申し上げました法隆寺駅から平端駅の300円、法隆寺駅から安堵町内の停留所230円を準用していくというような考え方で、100円とはまた別の概

念という形になるということでご理解をお願いしたいと考えております。

嶋田委員　そしたら、差額は生じるわけなんですね。

総務課長　こちらにつきましては、あくまで安堵町のコミュニティバスということになりますので、収入自体は安堵町の方になるということで、ちょっと斑鳩町のコミュニティバスの100円の運賃設定とは分けて考えていただきたいということで考えております。

嶋田委員　安堵町のコミバス使うさかいは、安堵の収入になる、それはそんでよろしいやんか。斑鳩町のコミバスを使うと100円でいけるところを安堵町のコミバスを使うと100円以上になるわけなんですか。

委員長　暫時休憩いたします。

（ 午前9時28分 休憩 ）

（ 午前9時30分 再開 ）

委員長　再開いたします。　嶋田委員。

嶋田委員　なんかちょっとおかしいように思う。住民の利便性を考えてそういうことであれば、それはそんでええんですけれども、法隆寺から安富橋まではとにかく斑鳩町と同じ料金体系を取ってもらおうと、そういう形をお願いしたいと思います。それと5番ですね、公共施設、商業施設や医療施設等への外出支援としてということで、これは目的がそういうこと、ものすごい大まかな言い方ですね、これはどうなるわけなんですか。例えば親戚の家に行きたいねんと、親戚の家まで行ってもいいわけなんですか。

総務課長　こちらにつきましては、例示的に書かせていただいているだけで、外出支援という観点からですね、今現在の高齢者優待券の中でも100円のチケットになりますけれども、それを3,500円分交付する、高齢者優待

券の配布もしております。これに加えてこの外出支援のタクシー利用事業を実施していくという観点から、その混乱が生じないようにですね、特に行先等につきましては限定をするということの考えは今いたしてないところでございます。

嶋田委員 わかりました。公共施設、商業施設や医療施設等という感じで書いてあるから、それでないとあかんのかという感じで思います。それならばこういうふうなん、逆に書かなくて、とにかく初乗りは補助しますと、そういうことでもええんやないかなと思います。それと斑鳩町と協定を結んだタクシー会社ということで、それは1社なんですか。それとも複数あるんですか。

総務課長 こちらにつきましても先ほどの高齢者優待券の交付事業につきましては、現在16のタクシー会社の方と協定を結ばれている状況でございまして、今後新たにこの事業を実施していくにあたりましても、今現在締結をしているタクシー事業者につきましても、声掛けをしていきましても調整を図ってまいりたいということで考えております。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 先ほど、木澤委員の質問なんですけども、笠町から王寺行きますよね、今度帰ってくるのどうするの。

総務課長 こちらにつきましては、この事業の要件が斑鳩町のコミュニティバスのほうに乗り継ぐということを要件としております。王寺駅の方から帰ってきていただいて笠町で降りられるとなった時に、先に奈良交通バスの料金が無料となるということが、そして斑鳩町のコミュニティバスに乗り継ぐということの証明がなかなか困難ということでもありますので、あくまでこの補助対象の考え方といたしましては、笠町でコミュニティバスを利用して降りられて、奈良交通のバスを利用して王寺駅に向かうということの片道のみ適用するというように考えております。

宮崎委員 初め、笠町で降りて、コミュニティバスの運転手に王寺いきますよという  
ことで、乗車券もらうと、無料の。それ往復とかいうのは無理なんですか  
かね。帰ってくる分もってということは無理なんかな。その辺はどう考えて  
おられるんですか。

総務課長 帰りに必ずコミュニティバスを使っただけという、この利用促進の  
観点も込めておりますことから、帰りに必ずコミュニティバスに乗って  
いただかどうかっていう証明がやはり困難ではないかということ考えて  
おります。

委員長 平川委員。

平川委員 この5番の外出支援タクシー利用事業ですけれども、現在のところ中学  
生以下と障害者等が無料になっていると思うんですけれども、この人たち  
にとってみたら、減便になってしまうというところで、利用が不便になる  
というところですが、外出支援タクシーは高齢者に限定している  
というのは、何かその辺りの整合性というのは。

総務課長 こちらにつきましては、この6月に実施をいたしましたアンケート調査  
の結果におきまして、コミュニティバスを利用しない理由についてという  
ことで、他の移動手段があると回答された方の割合が83.1%と、これ  
は全体の数値となりますが、一方で70歳以上かつ運転しないという方  
につきましては、他の移動手段があると答えられたのが57.1%というこ  
とで、約30ポイントぐらい低くなっております。この結果から、70歳  
以上かつ運転しない、70歳以上の方ですね、この辺の方に重点的にやは  
りなんらかの支援をしていくという必要があると考えて事業を行っていく  
ということでございます。

平川委員 この83.1%の年齢構成とか障害の有無とか、そのあたりはわかって  
いますか。

総務課長      こちらにつきましては全体ということになりますので、そちらの細かい内訳の方までは把握できているわけではございません。

平川委員      中学生だったら、自転車とか他の利用手段はなんとかできるかなと思うんですけども、やはり障がいのある方で特に身体に障がいのある方なんかは、もしコミバスを使っているのであれば、1便減るということで外出の手段が少し損なわれるということにもつながるのかなというふうに思いますので、このあたりはちょっと再度ご検討いただけたらなというふうに思うんですけども。

総務課長      現在すべての障害者の方を対象となっているわけではないんですけども、この障害者の方につきましては、福祉部局の方で福祉タクシーの助成事業というのを実施しておりまして、こちらのほうも今現在活用していただいている状況でございます。また、コミュニティバス、仮にこれ、減便という形になりましてその需要が増すというような形になりましたら、そのあたりとの整合性も今後検討してまいりたいということで考えております。

平川委員      このアンケートっていうのはまた引き続き機会を通じて実施されることもあるかなと思いますので、そういうところで障害者の方のニーズも把握しながらやはり、そういう1便減ったことによって利用が難しくなったとか、外出の機会がちょっと支障が生じるとか、そういう声があれば、またその時に見直していただけたらなと、要望いたします。

委員長          他にございませんか。      木澤委員。

木澤委員      以前から平川委員おっしゃってました、社協で走らせている方のワンボックスありますね、あれはどうされるんですか。

総務課長      生き生き号の関係についてでございます。公共交通会議のほうについま

しても、社会福祉協議会の事務局長の方、委員として加わっていただいております。この再編方針の方にも検討に参加していただいている状況でございます。そうした中、生き生き号につきましては、コミュニティバスの方がなかなか入っていけない丘陵地のほうとかから商業施設、公共施設の方をつなぐという役割を今持っておりますので、それとの整合性をうまくこれとあたっていくというのは難しい状況ではありますけれども、中でも若干停留所が近くにあるとか、同じにあるとかいうようなところにつきましては、このダイヤを変える際にですね、乗継等を考慮して生き生き号を利用できるような形、こういったものも調整できるかどうかということとで今、考えているところでございます。

木澤委員　そしたら基本的に残していくと。白石畑って今こっちの生き生き号の方で走っているんですけどか。ちょっと確認だけ。

総務課長　白石畑につきましては、生き生き号のうちの1コースが今、乗り入れているという状況でございます。

委員長　井上委員。

井上委員　外出支援のタクシーの利用なんですけど、初乗り680円の支援、これ上限も何もなしで、初乗りであれば毎回助成となっているんですか。

総務課長　こちらの外出支援のタクシー利用事業につきましては、配布する枚数ですね、1年度間に配布する枚数につきまして現在この概算事業費1,200万円程度というのを上限として考えまして、何枚配布できるかどうかということにつきましては、利用率が大きく影響してきますことから、この利用率を何%にするかということとで今検討を進めているということとで、その配布した枚数が上限というような形になります。

井上委員　であれば、70才限定にせずですね、よその町もされてるみたいに妊婦さんとか、通院されてるような妊婦さんとか、ああいうのも入れること

はできないんでしょうか。

総務課長 現在、斑鳩町におきましては、今年度からですね、マタニティの方のタクシーの利用事業というのをやっておりますので、こうした中につきましても、この状況をみながらまた検討してまいりたいということで考えております。

委員長 伴議長。

議長 前回ですか、私、夏休み等に子どもたち、とくにプールの結果と言いますか、報告あったときに、コミバス無料で使えるようにすれば、ちょっと場所が西に偏ったところにありますんで、ひとつ検討してほしいと、今見せていただくと、70歳以上ということに限定なってますねんけど、これはどのような形で検討されたのかお聞きしたいです。

総務課長 現行ですね、1乗車100円になっておりますが、大人が1乗車100円ということで、現在でも中学生以下の方につきましては無料ということになっております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 私から1点よろしいですか。

今回、斑鳩町コミュニティバスの再編方針ということで、より便利になるような事業も増えてるんですけども、この王寺駅の乗継助成について、一駅でもコミュニティバスで乗れば、奈良交通のバスで王寺に行けると思うんですけど、実際に笠町のコミュニティバスの駅に近い人からすれば、奈良交通のバス停が一番近いのに、変な話昭和町まで行けば1回乗ってコミュニティバスから奈良交通無料になるとかっていうのが生じるとなると、笠町の人からすれば、え、なんで私たちの自治会っていうか近い人だけは、

なんかちょっと王寺駅乗り入れ、よく行かれる、笠町の人って行かれると思うんですけど、っていう何かちょっと不公平感っていうか、っていうのが出るような気がするんですけど、その辺はいかがですか。

総務課長

あくまでやはりこのコミュニティバスに乗っていただいて、乗継されるということが、この事業の要件になってます。笠町の方から直接乗継をされる人に対して、乗継というかそのまま乗られる人に対して補助をやっていくということになりましたら、先ほど笠町から王寺駅っていうのが1時間に4本ほど出ているということで、このエリアすべての方に補助をしていくのかどうかというようなところになりますと、やはりサンプル調査しますと、この笠町の停留所の方から王寺駅の方に1日平日で平均60人程度の方が乗っておられるというような状況で聞いております。するとちょっとこちらの方すべてにやっていくというのはなかなか難しいというような形になりますので、この点につきましてはご理解を願いたいということで考えております。

委員長

ちょっと苦しいような気がするんですけど。王寺駅の乗り入れっていうのは、王寺の駅からまた大阪に行ったりとか、また西友で買い物したりとかっていうものを狙ってやっている中で、他の停留所から来た人も王寺に行きたいと思っている人は笠町で1回降りて無料になって行けるのに、行先が王寺の場合に、じゃあ昭和町の人と笠町から乗りたいっていう人となんの差があるのかなって、王寺駅を目的地としている場合っていうところではどうですか、今の答弁だとちょっと苦しいのかなと思うんですけども。

加藤総務部長。

総務部長

おっしゃるとおり、笠町と昭和町に若干差がでるのは確かでございますけれども、今回こういった形でお示しさせていただいているのは、コミュニティバスの運行の利便性を高めるという観点でこういった形で整理をさせていただいておりますので、そういったコミュニティバスに直接かわらないというところまでをフォローするとなると、どこまでフォローするか

ってというのが非常に幅が広がりますんで、そういった形で現実的にこのコミュニティバスの利用促進という観点でのこういった施策ということでご理解賜りたいというふうに思います。

委員長 伴議長。

議長 今、委員長言わはったね、神南も三室山下も関わってきて決して昭和町だけの問題じゃないまんねん。これ結構エリア広くなってきて、はっきり言って神南とか三室山下、この辺も含めて非常にまあ言えば、どこから乗るかによって非常に損得じゃないんですけど、住民同士のなんとも言えん差が出てしまうという、ちょっとこのあたりもうひとひねりしていただく、確かに利便で考えていただいているというのは、ようわかりまんねんけど、圧倒的に王寺行く人多いんですわ。出かけはるの、私らの住んでいるところ、確かに三室病院とかありまっせ、せやけど実際のところ王寺の方にやっぱりどうしても出かけられる、生活の拠点っていいですか、お医者はん、そして買い物、そして通勤通学、いろんな形でも王寺が拠点になってしもてるというところから、1つ例として笠町と昭和町出ましたけど、もっと幅ひろく西のエリア絡んできまんので、ちょっと考えてほしいところがあることは、このままやったらちょっとしんどい、これえらい住民同士難しいことになるんちゃうかいなど、ちょっと危惧しまんな、ちょっと考えてほしいです。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時47分 休憩 )

( 午前9時56分 再開 )

委員長 再開いたします。

私の方から。笠町のバス停付近の方との整合性という話をさせていただいたんですけども、その点はちょっと検討いただきたいなと思います。それだけ要望させていただきます。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(2) 町立小学校・中学校空調設備の整備について、理事者の報告を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務課長 それでは(2) 町立小学校・中学校空調設備の整備につきまして、ご報告をさせていただきます。

冒頭、町長のご挨拶にもございましたように、今年の夏、記録的猛暑が続いた状況を踏まえまして、来年の夏までに小学校・中学校に空調設備の整備を行い、学習環境の改善並びに児童生徒の健康管理の向上に努めることとしております。

それでは、資料2をご覧ください。(1) 整備費用であります、学校毎に整備方法、教室の種別、また体育館について区分し、それぞれ整備に係る費用を表示しております。まず、整備方法につきましては、斑鳩小学校、斑鳩西小学校は電気空調設備として整備し、斑鳩東小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校については、ガス空調設備として整備することとしております。この整備方法であります、動力源を電気、また都市ガスとした場合のランニングコストの比較を行いました。別紙2をご覧ください。表1は都市ガスを利用できる学校について、それぞれの経費の比較を表しております。なお、試算の期間は、機器の減価償却期間である13年間の経費の比較としております。その結果、まず整備費用につきましては、電気空調・ガス空調のいずれもほぼ同額となりますが、燃料費についてはガス空調の方が安くなると見込んでいます。これは、電気とガスの料金体系の違いによるもので、電気につきましては、電力供給の自由化が進んでおりますが、基本料金については最大電力使用量が年間を通して適用される仕組みとなっておりますことから、基本料金が総じて高くなってしまいうことによるものでございます。その結果、電気と都市ガスを比較した場合、ガス空調設備の方が経済的であり、都市ガスを利用できる3校につ

きましてはガス空調設備として整備をするものでございます。

それでは資料2の方にお戻りいただきたいと思います。次に整備を行う教室であります。まず普通教室でございます。これは国の学級編制基準による教室及び特別支援教室であります。次に特別教室等ではありますが、国の学級編制基準によらない町の学級編制基準による普通教室、理科室や家庭科室等の特別教室、また給食室であります。そして体育館としております。なお中学校につきましては体育館、格技場を含んでおります。これらの教室等について整備を行うこととしており、総額は6億5千万円となっております。給食室・体育館についても整備を行うこととしたことから、当初の見込みより約3億円の増となっているところでございます。

次に(2)財源内訳等でございます。12月に上程をさせていただく補正予算(案)の内訳としてご覧いただきたいというふうに思います。国の学級編制基準による普通教室については、国の補正予算案で示されております冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、残りは町債、学校教育施設等整備事業債と一般財源としております。特別教室等は町債、学校教育施設等整備事業債また一般財源、そして体育館につきましては、町債、緊急防災・減災事業債としております。金額については、それぞれ表のとおりとなっております。

また、資料の別紙1でございますが、国庫補助金等の概要を表しております。なおこの中の県補助金であります。これは、地方債のうち交付税算入とならない実質町の負担分の4分の1につきまして、事業完了年度の翌年度に補助金として交付を行うこととされています。このため、県補助金につきましては今回の補正予算(案)には含んでおりません。また資料の下段には、国庫補助金、県補助金また地方交付税の算入等のイメージ図を示しております。あくまでも、国庫補助金、県補助金、地方交付税それぞれ全てを充当した場合の最終的な負担割合を示しておりますのでご理解をお願いいたします。一番上の普通教室で申しあげますと、補助対象のうち国庫補助金が33.3%、地方債が66.7%、この66.7%のうち交付税算入が40%、県補助金が6.7%、町負担が20%となる見込みでございます。また補助対象外、これは補助基準を超える部分であります。9%ありますので、全体で普通教室で見ますと約30%が町の負担に

なるというふうに試算をしております。その他教室、特別教室、給食室は先ほど申しました学校教育施設等整備事業債を活用し、体育館については緊急防災・減災事業債を活用することといたしております。

それでは、また資料2にお戻りをください。最後に(3)整備予定についてであります。来年の夏を目途に整備の完了をめざしたいことから、12月町議会定例会に一般会計補正予算(案)の上程をさせていただき、早期の議決をお願いしたいというふうに考えております。その後、来年1月に入札の執行、そして町議会臨時会の開会をお願いし、請負契約締結(案)を上程させていただきたいと考えております。その後、整備に着手し、6月頃から普通教室において供用を開始し、8月の夏休みに整備を完了したいと考えております。なお、整備につきましては、春休み等の長期休業期間や土曜日・日曜日に行うものの、短期間で仕上げる必要がありますことから、平日についても工事を行う必要がございます。平日の場合は外回りの工事を行うなど、授業に支障がないように進めてまいります。

以上、町立小学校・中学校空調設備の整備についてのご報告とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 できるだけ早くつくっていただきたいと思いますので、進めていただくことに異論はないんですけども、整備費だけじゃなくて、今電気代についても国が補助を考えているようなことを聞くんですけど、それについてはもう話を国の方とはされているんですね。

教委総務課長 そのあたり情報がまだおりてきてないような状況ですので、また今後、確認の方はさせていただきたいと思います。

木澤委員 ちらっとそういう話聞きまして、電気代だけなのかなと、こういうふうにガスでということでは整備していくのであれば、電気代について国が補助を考えているんだったら、ガスもしてよということはおわせてあげていた

だきたいなと思いましたが。お願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議長 別紙2の方で燃料費が出てますねけど、これはあくまでも夏場の試算、冬、今イメージでしたらガスなんかやったら冬、今のストーブと空調設備使うのとどうなんやろかなと、あくまでも夏場の期間だけの金額なのかなと、そのあたり冬の暖房使うてはるのと、その辺の検討はされているのか、あくまでも夏だけの金額出してもおてるのか、ちょっとその辺教えとくんははれ。

教委総務課長 この試算につきましては、夏場のエアコンの使用、そして冬場の暖房としての使用、そして春秋のですね、年間を通じてエアコンをですね、ガス・電気を使用した場合ということで比較をしたところでございます。

議長 それでしたら、今現在のストーブ、私の時やとよく灯油でしてくれてはりましてんけど、それとの比較っていうのはどっちが高いか安いかでなしに、単に空調入れた時の年間ベースで考えてくれてはると、実際今のやつを撤去するとか、冬場は今までの既存のを使うとか、その辺の検討までは至ってないということですか。

教委総務課長 灯油を使った場合のですね、その比較は行っておりませんが、現状といたしましては、例えば東小学校、今ボイラーで冬場使っておるんです。南中学校もそうなんですけれども、その設備の老朽化っていうのが1つ課題となっております。ボイラーの耐用年数等々もあります中でですね、ですので、現状といたしましては、夏場のエアコンを導入していくというのであれば、冬場もエアコン、暖房が使えますので、それを使っていくことが効率的であるというふうな考えをしております。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 エアコンを設置していただけるのは非常にありがたいんですけども、実際使う時のどういう要件のときに使うのか、せつかくあるのに使われなかったら意味がないので、その辺のルールっていうのはどうされるんですか。気温何度以上とか。

教委総務 例えば役場庁舎でも28度に設定等々ございますので、ただ学校の場合はですね、小さい子どもさんもおればですね、中学生となれば大人と同じようなということもございますし、活動内容によっても変わってくると思います。ですので、そのあたりはまた学校と調整をしていきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町まちづくりアンケート調査の実施について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづく おはようございます。斑鳩町まちづくりアンケート調査につきまして、り政策課 ご説明させていただきます。資料3をご覧くださいませでしょうか。

長 本町では、平成23年、2011年にまちの将来像「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」をまちづくりの基本理念に位置付け、第4次斑鳩町総合計画および斑鳩町都市計画マスタープランを策定しまちづくりを進めてまいりましたが、目標年次である平成32年を間近に控え、新たな計画の策定が必要となっているところでございます。

前回策定から10年近く経過し、その間の社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、将来の見通しを勘案したうえで、持続可能なまちづくりが求められており、今後10年間の本町のめざすべき方向とその実現のための施策をまとめてまいります。

新たな政策課題となっている人口ビジョンと総合戦略を盛り込みつつ、

まちづくりや行政運営の指針となるよう、新たな総合計画を策定し、さらに本町の都市計画に関する基本的な方針として、奈良県都市計画区域マスタープラン並びに関連する各種計画との整合を図りつつ、新たな都市計画マスタープランを策定するため、まちづくりの課題、住民の意向などを調査・整理するために、町内在住の18歳以上で無作為に抽出した2,000人にアンケート調査を実施してまいります。平成30年11月末にアンケートを郵送する予定で進めております。

以上で、斑鳩町まちづくりアンケート調査の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(4)斑鳩町パブリックコメント手続の実施基準(案)の概要について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、各課報告事項(4)パブリックコメント手続の実施基準(案)の概要について、ご説明させていただきます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。

町民の皆さまに、町政に対する理解と信頼をより深め、町政への参加を促進するために、審議会などの従来の広聴制度に加え、政策形成過程における意見公募、いわゆるパブリックコメントの手続を次のとおりまとめさせていただきますと考えております。資料をご覧ください。

1. 対象です。総合計画等、町の基本的な政策を定める計画、町民生活または事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる個別の行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更とします。

2. 意見等の提出の期間・方法です。①期間は、基本政策等の案の公表開始日から30日以上ということにしております。②方法は、書面の持参・送付、ファクシミリの送信、電子メールなどの送信などとしてまいります。

3. 寄せられた意見等への対応です。提出された意見等を考慮して、基

本政策等について意思決定を行ってまいります。また、寄せられた意見の概要及び意見に対する町の考え方を町ホームページへの掲載により公表してまいります。ただ今ご説明申し上げました骨子により基準を定め、要綱として取りまとめの上、平成31年1月より施行してまいりたいと考えております。

以上で、パブリックコメント手続きの実施基準（案）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 この3番の意見等の対応なんですけれども、コメント寄せられた方、個人の方に町が意見に対して答弁いうんですか、答えを渡すと、そういうふうなことはされないんですか。

まちづく  
り政策課  
長 個人さんに対して直接お返事は差し上げませんが、このようなご意見が寄せられましたことに対して、このように対応してまいりますということをホームページに掲載してまいりまして、皆さんに公表してまいりたいと思っております、以上です。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 今の質問に重なるんですけど、電子メールとかいろんな方法あるんですけども、ファクシミリとか、もし名前とか何も書いてなかった、今、朝も見てたんですけども、ゆるきやらでも投票しているの、なんかわけのわからんところからいっばいきてるとか、8万票とか38万票とかなんか言ってましたけど、その辺の選択は町にちゃんとできるのかなと思って、それはやるんですかね。

まちづく  
り政策課 無記名のご意見もあるやもしれませんが、そのようなご意見があったということにつきましては、審議会等には報告はさせていただきます

長 て、その審議会におきましてのご対応等になるかとは思いますが、こちらで話し合った結果はですね、公表という形で、この意見につきましてはご意見としていただきましたということにもなるかもしれませんが、公表してまいることになるかと思えます、以上です。

委員長 平川委員。

平川委員 こういうルールを決めていただけるというのは、非常にいいことだと思うんですけども、この計画とか、あとそういう個別の施策などの公表する方法っていうのは、ホームページへの掲載なのか、それとも役場とか公民館とかで閲覧できるような形にするのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

まちづく  
り政策課  
長 すみません、今の平川委員さんのご質問、もう1度確認させていただきたいんですけども、パブリックコメントのことではなくて、いわゆる計画とかのものが、各公共施設で閲覧できるのかというご質問でよろしいでしょうか。

平川委員 要は、パブリックコメントを取るということは、取るためのこういう内容についての意見を募集しますって、内容が見れないと意見を出せないの、その内容はどういう形で住民の方が目にするようにできるのかというところです。

まちづく  
り政策課  
長 パブリックコメントを取るときにですね、計画等につきましては役場のどこかの課に閲覧またはホームページで公表という形を取ることであります、以上です。

平川委員 そうすると閲覧をしていますという周知の方法っていうのが、パソコンとかインターネットを使うのが日常的な人にとっては別に苦にならないけれども、そういうことを日常的にされてない方は意見募集しているということもなかなかわからないと思うんですけども、そういうところはどの

ようにされるんですか。

まちづく  
り政策課  
長

このですね、パブリックコメントの手続きにつきましては、30日以上  
の期間を設けるということで、広報の掲載をしている時間が取れないとい  
うことが想定されますので、パブリックコメントをやっているということ  
の公表自体は町ホームページでの掲載ということを予定しております、以  
上です。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

次に、(5) 町有地の売払いについて、理事者の報告を求めます。  
福居財政課長。

財政課長

財政課から町有地の売払いについて、ご報告申し上げます。  
町が所有する普通財産につきましては、監査委員からもご指摘をいただ  
いておりますように、利活用の見込みの低い土地について処分をすすめて  
いるところであります。今回、新たに2件の町有地の一般競争入札による  
売却を進めてまいりたいと考えております。

1つ目の物件は、興留5丁目地内、法隆寺駅から北へ約200mに所在  
する町有地であります。この物件は、平成6年3月に町土地開発公社が、  
都市計画道路代替用地として取得したもので、土地開発基金用地を経由し  
平成25年3月に町が普通財産として買い戻しております。面積は、23  
4.35㎡、約70.9坪の土地でございます。

2つ目の物件は、龍田南6丁目地内の追手西団地跡地の残地でありまし  
て、猫坂交差点から南に約150mに所在する土地であります。この物件  
は、面積が68.54㎡、約20.7坪であり、面積が小さく活用が限ら  
れますことから、一般競争入札による売却を実施しておりませんでした。  
昨年9月の本委員会においてご報告いたしましたように、隣接地の所有者  
から買い取り希望の申し出があり、売却交渉をおこなってまいりました。し

かし、その間に別の方からも購入したい旨の申し出がありましたので、一般競争入札の実施へと方針転換するものであります。

入札スケジュールの予定につきましては、来年1月4日に入札公告をした後、入札参加募集期間を2月13日までとしまして、入札日は2月28日となっております。なお、住民の皆さま等へのご案内につきましては、1月号広報紙お知らせ版と町ホームページを予定しております。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
仲村総務課長。

総務課長 総務課の方から2点ございます。

はじめに、職員採用試験の結果についてであります。本年度実施いたしました職員採用試験の結果、合格者は一般事務職7名で、このうち身体障害者枠で1名となっております。また考古学技師1名、保育士・幼稚園教諭2名の合計10名の採用を予定しております。採用時期は、来年、平成31年4月1日付けを予定しております。

なお、本年度は採用候補者名簿に、いわゆる補欠合格者の登録を行っており、今後、辞退等が生じた場合におきましては、繰上げ採用を行ってまいりたいと考えております。

次に、法隆寺における避難誘導訓練及び防災研修の実施についてであります。

本年度は、12月18日火曜日午後1時30分から法隆寺境内等において実施いたします。訓練内容は、地震発生時に身を守る行動を確認するシェイクアウト訓練、観光客等を安全な場所へ誘導する避難誘導訓練を法隆寺境内及び南大門前広場において行い、また聖徳会館におきまして、防災研修といたしまして今年度は地震災害におけるタイムライン作成について、

グループワーク形式で行っていくことを予定しております。参加団体につきましては、法隆寺自警団、町内自主防災組織、地元自治会、町消防団等を予定しております。

以上、法隆寺における避難誘導訓練及び防災研修の実施についての報告とさせていただきます。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 まちづくり政策課より2点報告させていただきます。

長 まず、1点目に斑鳩町観光会館につきましてご報告させていただきます。斑鳩町観光会館の使用中止につきましては、本年8月開催の本委員会においてご報告させていただいているところでございますが、本年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、外部支柱の一部破損など、当該地震の影響を受けたことにより、利用者の安全を考慮し、同日から当分の期間ということで、同館の使用を中止している現状でございます。今後の方向性につきましては、今年度中に決定してまいりたいとご報告しておりましたが、新年度におきまして、解体撤去する方向で事務作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、ご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目でございます。続きまして2点目、マルシェ・宿泊事業等事業者誘致事業の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

当該事業につきましては、本年7月3日に募集要項の公表を行いまして、7月23日から8月10日までの間におきまして、事業参加申込書を受付けし、5事業所からの申込みを受けたところでございます。

続いて、8月13日から10月26日までの期間におきまして、事業提案書の受付を行ったところ2事業者から事業提案書の提出をいただきました。なお、5業者中3業者については辞退の申し出がございました。11月7日には、事業提案書を提出いただいた2事業者から提案審査ヒアリングを実施したところでございます。この内容について、現在、「斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業」事業者選定委員会において、慎重に

選定作業をすすめているところであり、11月下旬には優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する予定です。決定後すみやかに、基本協定の締結のための事務手続きに移り、12月中旬には基本協定の締結を行いたいと考えております。その後、事業用定期借地権等設定契約のための事務手続きをすすめてまいりたいと考えているところでございます。以上、ご報告申し上げます。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から台風21号被害対応に伴う予備費充用について、ご報告申し上げます。

本年9月4日の台風21号による対応状況等につきましては、9月11日付で各議員様宛てに資料配付させていただいたところですが、その復旧費用の一部を予備費対応いたしまして618万2千円を充用いたしましたので、ご報告いたします。その主な内容は、斑鳩小学校における体育館の軒裏ボードの破損による修繕で259万円、西老人憩の家における屋根の損傷及び雨樋の一部脱落による修繕等で169万2千円となっております。また、その他に中央公民館における屋根瓦の破損による修繕で1,300万円程度の費用を見込んでおりますが、これにつきましては、災害復旧事業として12月議会におきまして補正予算を計上させていただきたいと考えております。

以上で、台風21号被害対応に伴う予備費充用につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 続きまして、教育委員会事務局より1点ご報告をさせていただきます。町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る償還の状況についてでございます。

これまで、順次、保育料の償還を行ってまいりましたが、今月26日の支払をもって対象となりました全ての世帯への償還が完了することとなり

ます。最終的な償還金等の額であります。まず世帯数は213世帯、償還金は1,422万9,669円、還付加算金は33万7,200円、そして郵送料は4万8,458円となっております。

このことにつきましては、議員の皆様方、保護者の皆様方、また町民の皆様方には大変ご心配またご迷惑をおかけをしたところでございます。12月町議会定例会には保育料及び入園料の所得階層区分等条例で定める改正議案を上程させていただくとともに、法令遵守の徹底、また円滑な職場内コミュニケーションなどによりまして、適正な事務の執行を行ってまいります。

以上、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る償還の状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 職員採用試験ですけども、今年度から方法がらっと変えましたけど、申し込みは総数としてどれぐらいあったんですか。

総務課長 今年度の申込者数の総数は719名でありまして、実際の第一次試験の総受験者数につきましては558名となっております。

木澤委員 あんまりそこまで見込んでやらへんかったと思うんですけど、対応、予定してた期間内できちっとできたんでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、かなり申込者数の方が多くございましたが、一日の中で試験時間を4回に分けて実施することによりまして、特に混乱なく実施ができたものと考えております。

木澤委員 わかりました。あともう一点。観光会館が解体されるということですが、これは地元の方、今まで利用されてた方あったと思うんですけど、その辺の方の対応というんですか、壊してしまうんですけども、何かその話はされましたか。

まちづく  
り政策課  
長 発災以降、地元の橋西自治会の方や地元福祉会の役員の方が来庁され、今後についてどうなるのかなど複数お問い合わせをいただいたところでございます。施設も老朽化し被災状況も確認されており、役場窓口において説明を行った際には休止またやむなしというご見解をいただいているところでございます、以上です。

木澤委員 地元の方にも理解していただいたということであれば結構ですけど、あと、建物解体して、あそこ水道があるんですかね。竜田公園の花の管理なんかボランティアの人がしてはるみたいで、あそこの水道使ってはったということなんですけども、その水道も撤去してしまうんですか。

まちづく  
り政策課  
長 こちらの解体後の利用方法につきましては、今後また検討してまいりたいと考えております、以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 一点お聞きしたいんですけども、もみじまつりの件です。今年度中止という形になって、それ以降ですね、住民の方から結構なんで中止になった

んやというのと今後もやらないのかというようなお声をいただいてまして、町の方として今後ですね、もみじまつりについてはどういうふうに考えておられるのかなというのをお聞きしたいんですけど。

まちづく  
り政策課  
長

もみじまつりにつきましては、川沿いの道路を通行される住民の方から出店する人の車が何台も停まっていて交通渋滞になっているので対応するよう、議会よりご意見をいただき、昨年12月に町から観光協会に対しご意見を伝えたところでございます。このことから観光協会でも検討されたところ、駐車場の確保が難しいこと、周辺からの苦情が多く寄せられていることから平成30年度のもみじまつり開催については、開催しないことを決定されました。

現在、観光協会より平成31年度の補助要望の提出を受けておりますが、この中ではもみじまつり開催のための補助要望は受けていないところでございます。もみじまつりを開催してほしいという住民さんのお声があるということでございますので、そちらにつきましても議会からのご意見として町から観光協会にお伝えしてまいりたいと思います、以上です。

木澤委員

私もこの委員会の中でですね、あそこに停めて、路駐して作業してはる人に対する苦情の声があるというのは申し上げてきましたし、それについてはやっぱり対応していく必要があったなというふうに思っています。前回ですかね、これまで駐車場として借りていたところがバイパス道路が建設中ということで今後借りられなくなるという中で、もみじまつり、今の形態で言うと、非常に出店なんかもたくさん出店していただいてまして、それを目当てに来はる人と純粹にもみじを楽しまれる方と、住民さんにとってニーズはいろいろあるかと思っておりますので、今後どういう形で開催していただけるのかなというの、今までと同じような形というの、もうちょっと難しいのかなと思ってますけども、そうしたニーズを観光協会と一緒に把握していただいて、できるだけ住民さんの要望に応じていけるような形で今後も開催はして欲しいなと、またあの場所で同じような形でっていうのは難しいというふうには僕は思いますけども、何らかの形でそういうふうに応えていっていただきたいなと思っておりますので要望さ

せていただきます。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 町子連の子ども夏まつりなんですけれども、主催はあくまでも実行委員会の方になるかなと思うんですけれども、そちらも、法隆寺線の開通に伴ってなかなか開催が難しいというのは伺ったんですけれども、その辺りの町として開催に対する支援というか、何かその辺りはできるのかお伺いします。

生涯学習  
課長 先般、土曜日にも夏まつりの実行委員会が開催をされまして、とりあえずパークウェイの開通状況を確認するというので、平成31年度の開催は見送って、供用開始後の状況を見て再度検討するというところで会議は終わったところであります。町といたしましては、もし場所を変えて開催されるならば警備員などの補助はできますよというお話をさせていただいているんですけれども、実行委員会としては一年様子を見ようということで結論に達したところであります。

平川委員 子どもたちも楽しみにしてる事業ですので、主催はあくまでも実行委員会の方になるんですけれども、何らかの形で子どもたちが楽しい機会を、できるような形の支援というのをお願いしたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時39分 閉会)